

通報対象事実の範囲について

目次

第1	はじめに	2
1	関連する現行法の規定内容	2
2	検討会における意見の概要	2
第2	具体的な検討項目	3
1	検討会において示された方向性	3
2	通報の実態（現在通報対象事実となっていないもの）	3
3	一般法理ではなく公益通報者保護法により保護する必要性について	4
4	通報対象事実に該当するのか判断しにくいとの意見	4
5	通報者及び行政機関が判断しやすいメルクマールについての考え方（案）	4

第1 はじめに

1 関連する現行法の規定内容

■公益通報者保護法第2条

- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
 - 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

現行法においては、上記のとおり、公益通報として保護される「通報対象事実」について、以下の限定がされている。

- ・法律違反であること。
- ・当該法律が個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわるものであること。
- ・当該法律が別表若しくは政令に掲げられていること。
- ・当該法律の違反が、犯罪行為又は犯罪行為となり得る規制違反行為であること。

2 検討会における意見の概要

検討会においては、現行法で通報対象事実とされていない通報を理由とする不利益取扱いについても保護すべきとの意見がある一方、広げると保護されるか否かについて予見可能性が確保されないのではないかと意見、対象事実を広げるのであれば、主観的要件をもう少し厳格なものにしないと濫用の危険があるとの意見もあった。

第 2 具体的な検討項目

1 検討会において示された方向性

検討会第 1 次報告書（抜粋）

（2）通報対象事実

③今後の方向性及び検討課題

通報対象事実を広げることによって予見可能性の低下が懸念されることも指摘されたことから、通報対象事実を広げるとして、通報対象事実に該当するか通報者が判断しやすいメルクマールを設定する必要がある。また、通報対象事実を広げることにより、通報が濫用されることのないよう、後述の主観的要件の在り方と併せて検討すべきである。

2 通報の実態（現在通報対象事実となっていないもの）

■消費者庁「平成 24 年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書」41 頁

また、労務提供先へ「通報したことがある」又は「相談したことがある」と回答した者（42 人）に対して、それはどのような法令違反に関するものであったかを尋ねた。

「公益通報者保護法の通報対象となる法令違反行為」が 42.9%（18 人）、「公益通報者保護法の通報対象外の法令違反行為」が 26.2%（11 人）であり、合わせると約 7 割（69.0%）であった。一方、「わからない」は 31.0%（13 人）であった。

■消費者庁「平成 24 年度民間事業者における通報処理制度の実態調査報告書」50 頁

（2）通報窓口寄せられた通報と関係する法令違反

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,677）に対し、通報窓口（社内・社外）に寄せられる通報が、法令違反に関するものである場合、どのような法令に関するものが多いかを尋ねた。

「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」が 20.2%と最も高く、「公益通報者保護法の対象外の法令違反行為」は 19.8%であった。また、「把握していない」は 18.2%であった。

- ・財団法人の総務部長が、事務局長による職員に対するセクハラ行為等（男女雇用機会均等法に関連）について、理事長に対し、是正を求めたところ、降格処分、諭旨解雇処分を受けた事案（「参考 1」2-②）

- ・大学院の准教授が、別の候補者の教授選における業績詐称疑惑について、電子メールで関係者や新聞社に対して知らせたところ、診療停止命令を受けた事案（「参考 1」2-③）

3 一般法理ではなく公益通報者保護法により保護する必要性について

4 通報対象事実に該当するのか判断しにくいとの意見

■「通報者が通報する場合、自分が通報していることは何の法律に抵触しているのか全く分からない。通報者は不正だと思った時に通報するんです。450本の法律を、どのような方々がこれを理解して通報するのかというと非常に疑問に思っております。」（第7回検討会委員意見）

■「通報対象事実を広げることについては、通報者の立場からしますと、該当しているか、いないのかを考える必要がございませんので、通報の促進という意味ではプラスになると思うんですね。ただ、何事もプラスもあればマイナスの副作用もあると思いますので、その点の議論も必要だと思っております。具体的に言いますと、この6ページ目の一番最後の行にあります「公益通報に関する予測可能性を確保する必要がある」ということでこのような限定がされているという記述がございます。公益通報に関する予測可能性を確保することができるのか、できないのか。あるいはそもそも確保することが必要なのか、必要でないのか、その点も御専門の方から御意見をいただいた方がよろしいのではないかと思います。」（第7回検討会委員意見）

5 通報者及び行政機関が判断しやすいメルクマールについての考え方（案）

- ・政令指定方式を維持した上で、判断しやすいメルクマールを検討する
ex) 目的ごとに法令をまとめる（消費者の利益の擁護、環境の保全 …etc、「資料 2」17頁参照）
- ・政令指定方式を廃した上で、判断しやすい法文を検討する

cf) 英国公益開示法 43 条 B (保護適格性を有する開示)

「(1) 本編における「適格性ある開示」とは、開示を行う労働者が合理的に信ずるところによれば、公益に資する以下に該当する事項の少なくとも一つ以上を示すような情報の開示を意味する。

- (a) 犯罪が行われたこと、行われていること、あるいは行われる可能性の高いこと
- (b) ある者が遵守すべき法的義務に違反したこと、違反していること、あるいは違反する可能性の高いこと
- (c) 裁判の誤りが生じたこと、生じつつあること、あるいは生じる可能性の高いこと
- (d) 個人の健康や安全が危険にさらされたこと、さらされていること、あるいはさらされる可能性の高いこと
- (e) 環境が破壊されたこと、破壊されていること、あるいは破壊される可能性の高いこと
- (f) 上記のいずれかに該当する事項を示すような情報が故意に隠蔽されたこと、隠蔽されていること、あるいは隠蔽される可能性の高いこと」

※いずれの場合も行政機関の調査措置義務（法第 10 条）との関係に留意。なお、行政機関の調査措置義務については、行政手続法第 36 条の 3（平成 27 年 4 月 1 日施行）においても規定があるが、同条においては、行政機関の調査措置義務の対象となる事実について、罰則等の限定を付していない。

行政手続法第 36 条の 3（処分等の求め）

- 1 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 法令に違反する事実の内容
 - 三 当該処分又は行政指導の内容
 - 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - 六 その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

以上